

# 自治会・町内会等 法人化の手引

本 巢 市

# 自治会、町内会等法人化の手引き

## 1 自治会等「地縁による団体」の法人格付与のポイント

### (1) 「地縁による団体」とは何か

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されている。

### (2) 法人格を得るための市町村長の認可

その団体を包括する市町村長の認可が必要です。地縁による団体は、この市町村長の認可により法人格を得ることになります。

その他の手続き（例えば、法務局への法人登記）は一切必要とされません。市町村長が認可を行った場合にはその旨が告示され、第三者に対しても地縁による団体が法人格を得たことで対抗できることとなります。

#### 【認可の目的】

地縁による団体が、法人格を得ることにより、不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにすることにあるので、認可を受ける地縁による団体が、現に不動産又は不動産に関する権利等を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提とされている。

## 2 地縁による団体が法人格を得るための認可の要件

- ① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

#### 【基本的考え方】

広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備といった具体的な活動内容も明らかにする必要があります。

- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

#### 【基本的考え方】

現に存在する地縁による団体について、当該団体が保有する不動産等を団体名義で登記等を行うことができるようにすることにあることから、認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対し認可を行うことが適当でないと考えられるものです。

この現況に基づく区域は、法人格を有する地縁による団体の重要な構成要素であることから、団体の構成員のみならず市町村の住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要があります。

- ③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

**【基本的考え方】**

「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。「相当数」の判断は、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合には概ね「相当数」とみなされます。

- ④ 規約を定めていること。この規約には、(Ⅰ)目的、(Ⅱ)名称、(Ⅲ)区域、(Ⅳ)事務所の所在地、(Ⅴ)構成員の資格に関する事項、(Ⅵ)代表者に関する事項、(Ⅶ)会議に関する事項、(Ⅷ)資産に関する事項が定められていなければならないこと。

**【基本的考え方】**

法人格を得る上では規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

また、実質的に必要な事項が定められていれば規約の名称には制限がないので「〇〇会則」「××会規程」といった名称でよいと解されます。

### **3 地縁による団体の認可申請手続き**

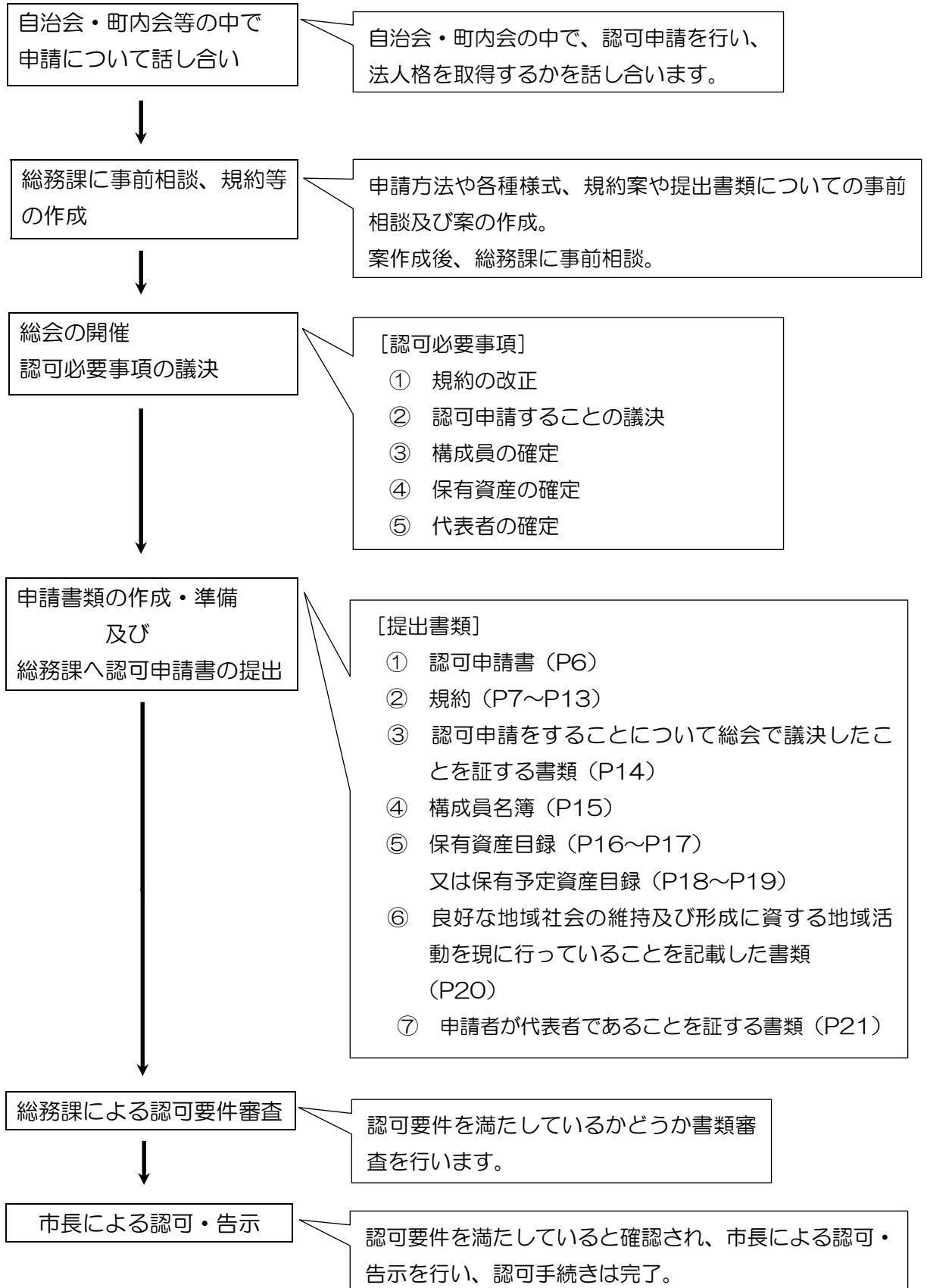
- ① 地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき招集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要がある。
- ② 認可を求める地縁による団体は、総会における認可を申請する旨の決定を行った上で、代表者が認可の申請書類を揃えて市町村長に対し認可の申請をする。

**【認可申請に必要な書類】**

- ①認可申請書（P 6）
- ②規約（P 7～P 13）
- ③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（P 14）
- ④構成員名簿（P 15）
- ⑤保有資産目録（P 16～P 17）又は保有予定資産目録（P 18～P 19）
- ⑥良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類（P 20）
- ⑦申請者が代表者であることを証する書類（P 21）

## 認可申請手続きの流れ

認可申請書類が整いましたら、市役所総務部総務課へ提出して下さい。



#### 4 認可地縁団体にかかる税金について

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	申請により減免措置 ※1	法人税額割、均等割額ともに課税
	固定資産税	申請により減免措置 ※1	固定資産税評価額で課税
県税	法人県民税	申請により減免措置 ※1	法人税額割、均等割額ともに課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	申請により減免措置 ※1	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税 ※2	課税

※1 ただし、減免の対象や申請方法等の詳細については、下記の所轄機関にお問い合わせ下さい。

※2 売買、贈与等の場合（H29.4.1 現在）

市固定資産課税台帳価額がある場合：左記価額の 20/1000

上記価額がない場合：登記官が認定した価額の 20/1000

#### ■手続きの窓口

【地縁による団体の認可】	
市役所総務課	電話：0581-34-5020
【認可地縁団体の課税・課税免除・減免】	
法人市民税・固定資産税：市役所税務課	電話：0581-34-5022
法人県民税・法人事業税：岐阜県税事務所 法人事業税第1・2係	電話：058-214-6874
不動産取得税：岐阜県税事務所 不動産取得税第1・2係	電話：058-214-6914
その他の税金：岐阜北税務署	電話：058-262-6131

年 月 日

本巢市長 様

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

㊦

住 所

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇自治会（町内会）規約（会則）

※下線は、必須事項です。

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

地縁による団体の目的は、広く広域的な共同活動を行うものである必要があり、その活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

地方自治法上団体の名称についての制限はありません。

（区域）

第3条 本会の区域は、本巢市△△×番地から××番地□□までの区域とする。

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。  
ただし、河川や道路による区域の表示（例・本巢市△△のうち××川の北の区域）も、市内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されると考えられます。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、岐阜県本巢市△△×番地に置く。

事務所は、代表者の自宅に置くか、集会所施設に置くのが一般的です。また「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能です。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は、規約に金額を含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。

## (入会)

- 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○  
○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会手続は、入会希望者の入会の意思が会として確認できるものとし、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなことは認められません。

また、「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該団体による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、社会通念上客観的に妥当と認められる場合をいうものです。

## (退会等)

- 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。
- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合  
(2) 本人により○○に定める退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

退会手続は、入会手続と同様の考え方によるものであり、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要があり、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。なお、長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、慎重な手続きの下に資格を停止するような扱いとすべきです。

## 第3章 役員

### (役員の種類)

- 第9条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1人  
(2) 副会長 ○人  
(3) その他の役員 ○人  
(4) 監事 ○人

### (役員を選任)

- 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。
- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

### (役員職務)

- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。  
(2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。



(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

役員を選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし再選を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき、規約の改正などの法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできません。

なお、総会で、議決すべき重要事項には、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれます。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は、民法第60条により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また民法第51条により、毎年終了後3ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があります。

第2項の「5分の1」の定数を規約において増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことがないように留意する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

開催請求に対しては、請求があった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。開催の通知は、「少なくとも5日前までに」行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ××××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

従来の自治会、町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われます。それらを勘案して、第21条第2項の規定（特定事項について世帯表決権を1票とすること）を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決、規約に定めることになる事項については、同項の適用は認められません。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは適当とは考えられません。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

地縁よる団体が法人格を取得する目的は不動産等の資産を団体名義で保有することにあることから、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産の構成等を定めておく必要があります。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第31条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当です。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから総会の議決又は承認にかからしめる必要があります。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、本巢市長の認可を受けなければ変更することはできない。

総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

①破産、②認可の取消、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合に、当該地縁団体による団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は団体自体の解散の両方を含む）することとなります。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

特定の個人等を残余財産の帰属権利者として指定することも可能ですが、営利法人に寄付したり会員に分配する旨を定めることは、地縁による団体の目的に鑑み適当とは思われません。

従って、規約においては、帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。ただし、この場合も、営利法人などを帰属権利者として指定することは適当でないことから「本会と類似の目的を有する団体」に限定して帰属権利者を指定する旨規定することが適当です。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、地縁による団体にとって重要な決定事項であることから、総会員の「4分の3」以上の議決を得ることが望ましいと考えられます。

## 第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

第40条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会でもよいのですが、必ず委任することについての総会の議決を得る必要があります。

なお、細則は、「弔慰金規定」や「旅費規程」などが挙げられます。

〇〇自治会 総会議事録

平成〇〇年〇月〇〇日

午後7時00分から

〇〇集会所

出席会員 総会員数 〇〇名中  
出席会員数 〇〇名（うち、委任状出席者数 〇名）

会長が開会を宣言した。

本総会の議長選任を会議に諮ったところ、〇〇〇〇にお願いしたい旨の発言があり、〇〇〇〇の議長選任を会議に諮ったところ、異議なしにより〇〇〇〇が選任された。

選任された〇〇〇〇が議長席につき、議事録署名者を議長により指名する旨を述べ、会議に諮ったところ、意義なしにより下記の者を指名した。

×× ××

△△ △△

第1号議案 〇〇自治会設立に伴う規約の制定（又は改正）について

別紙〇〇自治会規約の制定（又は改正）を会議に諮ったところ、異議なく、原案どおり可決した。

- ・規約制定済みであるが、P3④の必須記載事項が規定されていない場合は、規約改正をお願いします。
- ・規約制定済みであり、P3④の必須記載事項が既に規定されている場合は、制定及び改正の必要はありません。

第2号議案 〇〇自治会の地縁による団体の認可の申請について

別紙のとおり本巢市長に認可を申請する件を会議に諮ったところ、異議なく、原案どおり可決した。

第3号議案 役員選任の件

下記の者を選任してはどうかと発言があり、会議に諮ったところ、異議なく、下記の者を選任した。

会 長 〇〇 〇〇

副会長 〇× 〇×

会 計 △△ ××

監 事 〇△ 〇△

以上4名を選任した。各役員に、就任の承諾を求めたところ、全員即時就任を承諾した。

以上をもって本総会を閉会する旨を述べた。

午後8時30分 閉会

〇〇自治会規約第〇〇条第〇項の規定により、議長及び議事録署名者2名がここに署名押印する。

議 長	〇〇	〇〇	㊟（自署・押印）
議事録署名者	××	××	㊟（自署・押印）
議事録署名者	△△	△△	㊟（自署・押印）

## 〇〇自治会 構成員名簿

〇〇年〇月〇日現在

番号	氏名	構成員	住所
1	本巢 太郎	花子、二郎、三郎	本巢市文殊324番地
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

# 保 有 資 産 目 録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量



## 保有資産目録記載要領

### 1 不動産 (1) 所有権を有する不動産

#### ア 建物

##### ・名称

〇〇町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記法施行令第6条）

##### ・延床面積

不動産登記法施行令第8条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとすること。

（注）不動産登記法施行令第8条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（一棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。」

##### ・所在地

市町村内の地番（不動産登記法第91条、同法施行令第1条、第2条）及び家屋番号（同法第91条、同法施行令第5条）まで記載すること。

#### イ 土地

##### ・地目

不動産登記法施行令第3条に定める区分により定めるものとすること。

（注）不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」

##### ・面積

不動産登記法施行令第4条に定める「地積」と同一とすること。

（注）不動産登記法施行令第4条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（住宅及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルをこえるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

##### ・所在地

市町村内の地番（不動産登記法第7条、同法施行令第1条、第2条）まで記載すること。

（立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号、立木登記規則第8条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。

（注）立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於いては其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

### 2 不動産に関する権利等

#### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

##### ・権原

不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとすること。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）

##### ・不動産の種類

土地、建物及び立木の区分によること。

##### ・所在地

原則として1に同じ。

#### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

##### ・資産の種類及び数量

国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「何会社及び数量物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」）、券面金額及び取得金額を記入すること。

# 保 有 予 定 資 産 目 録

団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の 所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得予定時期

## 保有予定資産目録記載要領

### 1 不動産

所有権を取得する予定不動産について記入すること。

- 不動産の種類

土地、建物及び立木の区分による。

- 取得予定時期

売買等により不動産の所有権を取得する予定時間を、少なくとも年月まで記載すること。  
なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。

- 所在地

原則として市町村内の地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

### 2 不動産に関する権利等

- 資産の種類

不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。

金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。

- 権 原

不動産の場合には、不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権）

- 取得予定時期

1に同じ

【良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類】

平成〇〇年度 〇〇〇自治会 事業報告書

年月日	事業内容
H〇〇.4. 1	第1回役員会
H〇〇.4. 14	臨時総会
H〇〇.5. 24	第2回役員会、神社清掃
H〇〇.5. 25	地籍調査説明会
H〇〇.6. 20	〇〇神社祭典
H〇〇.8. 1	クリーン作戦
H〇〇.8. 17	地区盆踊り大会
H〇〇.9. 21	第3回役員会、側溝掃除
H〇〇.10. 12	地区運動会
H〇〇.12. 13	第4回役員会
H〇〇.12. 17	子ども会 クリスマス会
H〇〇.12. 23	老人会 しめ縄づくり
H〇〇.1. 1	地区新年会
H〇〇.3. 13	第5回役員会、地区会計監査
H〇〇.3. 20	地区総会

## 代表者となることの承諾書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地縁団体の認可申請を行うにあたり、私が代表者となることについて承諾し、認可申請することを承諾します。

平成 年 月 日

住 所 岐阜県本巣市

氏 名 ㊟

電話番号